

令和5年度 水明会事業計画

社会福祉法人水明会

《 目 次 》

I. 水明会基本理念	(1)
II. 基本方針	(1)
III. 一般事業主行動計画	(1～2)
IV. 事業計画	
1、養護老人ホーム水明園 水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	(2～4)
2、特別養護老人ホーム水明園	(4～6)
3、特別養護老人ホームみよしの	(6～7)
4、水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所	(7～8)
5、みよしの（介護予防）短期入所生活介護事業所	(8～9)
6、デイサービスセンター水明園	(9～10)
7、栄養調理	(10～12)
8、水明園訪問介護事業所	(12)
9、水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園	(12～13)
V. その他の活動概要	(13～15)

I 水明会基本理念 「尊厳の保持」

介護保険制度の根底にあるのは、その人の「尊厳の保持」であることは言うまでもない。

これからの高齢化社会において「高齢者が尊厳をもって暮らす」ことを確保することが大変重要であり、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とする、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」の実現を基本とする。

II 基本方針

今年度においても、介護保険制度の根底にある「尊厳の保持」を基本とし推進を図る。

新たな変異株であるオミクロン株の拡大など懸念もあり、我々介護施設は依然として安定できる状況ではない。

このような中、地域共生社会の実現をめざし、地域の中でその役割を果たすため、社会福祉法人の使命、理念のもと魅力ある組織づくりに主体的に取り組むことを基本とする。

III 水明会行動計画

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画【令和5年4月1日～令和9年3月31日】

水明会では、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と家庭を両立し働きやすい環境づくりの整備を行うため次のように行動計画を策定する。

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

【取り組み内容】

- 育児・介護休業法に基づく育児休業と、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 男性の育児休業の取得を促進する
- 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- 育児休業後も原職や原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- 育児休業からの復職後や子育て中の女性労働者を対象とした能力向上とキャリア形成を支援するための面談等の実施

目標 2：時間外労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進

【取り組み内容】

- 残業が特定の職員に偏らないように部署内で見直す。個人能力の向上により残業が削減できる場合はその能力開発（育成支援）に努める
- 毎週木曜日を「定時に帰ろうデー」として、定時退勤を推進する

(2) 女性活躍推進法に基づく計画【令和4年4月1日～令和9年3月31日】

水明会では、全職員が活躍でき、職業生活と家庭生活との両立にする雇用環境整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

目標：有給取得率を50%以上とする

【取り組み内容】

- 就業規程改正
- バースデイ休暇導入
- リフレッシュ休暇導入

IV 事業計画

1. 養護老人ホーム水明園（定員50名）

水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（定員50名）

(1) 事業所運営の基本方針

①時代に応じた役割の自覚と遂行

近年入所者は経済面、身体面、精神面、社会面等でさまざまな障がいや不適應を抱え入所されている。日増しに多様化するニーズへの対応は社会的な要請と捉え、養護老人ホームの今現在の社会的使命、役割を再確認しながら処遇を行う。明るく家庭的な雰囲気の中、安心、安全を提供し、地域社会におけるセーフティネットとして機能、貢献する。

②幅広い入所者ニーズに対応する体制作り

重層化する入所者ひとりひとりのニーズを見極め、養護老人ホームの生活支援機能、ソーシャルワーク機能、ケアマネジメント機能、介護機能を組み合わせ適切、効果的に対応し、その能力や意欲及び人格を尊重し、自立した生活が送れるよう支援する。

③処遇品質の向上

職員ひとりひとりの資質を向上させる。（立ち振る舞い。言葉使い。介護技術。）緊密性と責任感を高める。

(2) 事業計画

① 尊厳の尊重

ひとりひとりが主体性をもって生活できる環境をつくる。

(ア) 自立した職員を目指す

- ・ 責任感をもってしっかり考え自分の意見をもつ
- ・ 挨拶、身だしなみ、表情、言葉遣い、態度の振り返りや互いの注意喚起を図る
- ・ 処遇にあたり疑問に思ったことや技術への不安がある時は、そのつど話し合う
- ・ 相手の立場に立った言動を心がける
- ・ チームワークを生かした対応をしていく

② “できることをいつまでも” していただくための生活支援

(ア) ひとりひとりのニーズに応じた援助により、安定した生活を提供する

個別処遇方針と目標にもとづいた処遇を行う

(イ) 要介護、支援状態を改善し、又悪化を防止するよう援助する

日常生活にリハビリを取り入れることで、入所者の ADL の維持、向上を図る

(ウ) 精神疾患（認知症含む）の基本症状及びそれに起因する周辺症状を理解し、適切に援助する

精神疾患に関する知識の習得から周辺症状の理解、その処遇方針への反映と一貫した処遇方法を模索する

(エ) 食を通して生活を支援する

- ・ 健康保持
- ・ 栄養情報の掲示
- ・ 嗜好調査

③ 社会とのつながり” を大切にし、生活の質を高める支援

参加を促すことにより、できる限り人間関係や社会とのつながりを継続できるよう援助する。又、心身の機能低下に伴い参加や外出が困難な入所者が増加する中、ひとりひとりに合った形でつながりを継続できるよう援助する。

- ・ 外出の機会の提供
- ・ “いきいきわくわく” 張りのある楽しい生活の提供（アクティビティ活動）

④ 職員ひとりひとりの資質の向上

(ア) 個の力を伸ばしチーム力を高める

- ・ 「自律した職員」をめざす
- ・ 接遇対応の向上
- ・ 外部研修参加者による研修報告と処遇、業務改善への活用
- ・ 定期的な介護技術研修の実施、身体拘束適正化研修の実施

(イ) 風通しの良い、緊密で、責任感ある組織にする

- ・ 組織力の向上
- ・ 「報告」「連絡」「相談」

⑤感染予防と発生時の対応

- ・委員会の開催
- ・研修の実施

2. 特別養護老人ホーム水明園(定員30名)

(1) 事業所運営の基本方針

深く関わる

(入所者との関わり) 介護をしながらのコミュニケーション

(職員との関わり) 言葉で伝える協力

(2) 事業計画

①看取り介護の推進

- (ア) 医師、看護職員、栄養士等と連携する
- (イ) 家族への連絡を丁寧・細やかに行う
- (ウ) 看取り開始時期に多職種が集まり、看取りの情報を共有して計画的に進める
- (エ) 看取り終了後に多職種が集まり、振り返りをしながら今後の看取りに繋げる

②入所者のフレイル(心と体の働きが弱くなってきた状態・虚弱)の改善

- (ア) 入所者全員の施設サービス計画に、本人の希望や能力に応じたフレイルの予防改善プランを盛り込む
- (イ) 安全な直接面会の推進
- (ウ) 外出の実施

③事故発生防止

- (ア) 危険性の把握、ヒヤリハットレポートの活用
- (イ) ヒヤリハットや事故の状況、対応が速やかに浸透する手続きと対応の「見える化」

④感染症対策

- (ア) スタンダードプリコーション(標準予防策)の徹底
- (イ) 入所者のウイルス感染症(キャリア)の把握と適切な対応
- (ウ) 法人の計画・取り組みに沿った、部署内の感染対策チームによる活動
- (エ) 施設内で起こりうる様々感染症のリスクと衛生面の課題等把握し、優先順位をつけて改善する
- (オ) 感染症が発生した場合に備えてBCP訓練の実施(手順確認・机上訓練等)

⑤職員の接遇マナー向上と統一

毎週行うミニミーティングで、職員一人ひとりに、次にあげる接遇について意識づけとなる言葉を発信し、その繰り返しのなかで接遇マナーの向上と定着を目指す

- (ア) 不快を与えない言動
- (イ) 基本は敬語、語尾を意識したあいさつからのコミュニケーション
- (ウ) 一人ひとりと向き合い会話や対応の中で相手を思う

⑥記録時間の確保による、確実な介護提供記録と介護根拠の証明

- (ア) 記録時間の確保
- (イ) 提供した介護の確実な記録

⑦業務分担・役割の明確化

- (ア) 入所者担当職員等の役割分担を明確にして、業務上の積極性と責任感を養う
- (イ) 介護支援専門員、生活相談員、介護職員等、専門的役割を意識した仕事

⑧介護現場における生産性の向上

3M（ムリ・ムラ・ムダ）を顕在化していき、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）への取り組み。

⑨職員間のコミュニケーション向上（報告・連絡・相談の徹底）

業務中、定期的に介護職員が集まるミニミーティングを行い、業務内容の確認・変更・質問・相談を繰り返すことで、言葉で伝えあう習慣を身に着ける。

⑩介護技術と知識の研鑽

- (ア) ミニミーティングを中心として部署内で行う研修会（会議）等でも、積極的に職員から介護方法等の質問を集める
- (イ) 質問に対しては、ミニミーティングや定期開催する月例学習会で回答や実技学習、意見交換により技術と知識の向上を目指す

⑪新人職員指導

- (ア) 指導担当者（プリセプター）を決め一貫性のある計画的な指導
- (イ) 新人職員の年齢、性格、経歴、能力に応じた柔軟な対応
- (ウ) 指導者側への研修や振り返りの場を設ける
- (エ) 指導を終えた職員に指導方法などの振り返りを行い改善を繰り返す

⑫職員のメンタルヘルスケア

- (ア) 上司との対話・会話の場（ダイアログ）の実施
- (イ) 職員個々の課題表出が明らかな時期に行う
- (ウ) 水明会職員能力評価面談とは別に実施する

⑬目標の設定（目指すべき姿への可視化）

職員個人の目標を設定し上司と共有する。目標の設定を通して職員のモチベーションの維持と、目標達成に必要なスキルの習得を目指す。

- (4月 目標設定) 職員一人ひとりが目標を設定し、主任等との面談により開始する

(7月 経過面談) 主任等との面談

(12月 経過面談) 主任等との面談

3. 特別養護老人ホームみよしの (定員 個室11名、多床室18名)

(1) 事業所の基本方針

①「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する」

常に利用者に関心を持ち、その保有する生活能力を見つける姿勢をもつ。

また、本人にその能力を気付かせ、一日でも長く維持できるよう共に取り組める体制を作る。

②「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する」

認知症や疾病等により、記憶や生活能力が低下してきても、それを補うもの・方法を検討し提供していきながら、「暮らしの場」として安心して暮らせるよう取り組む。

③「入所者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」

どんなよいケアであっても、苦痛や不安をもたらすものでは意味がない。

必要とするケアを実践する上で、その内容や提供方法に選択肢を持たせ、本人の希望を組み込むことにより、「納得されるケア、喜ばれるケア」を目指す。

④「互いに協力し合い、認め合い、高め合う」環境づくりを目指す

「関心をもつ」「情報を提供する」「自分で考える」「周りに発信する」「他者から学ぶ」

「自ら行動する」の6項目を“職員の心得”として常に意識しながら業務に取り組む。

⑤地域とのつながりを大切にする

地域住民が「住み慣れた地域で暮らし続ける」「高齢者福祉への関心をもてる」ための一助となるよう、専門的知識や技術に基づいた働きかけの機会をもつ。

“教え合う・助け合う”といった相互理解の上に成り立つ、良好な関係の構築を目指す。

(2) 事業計画

①「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する」

(ア) 高齢者の尊厳に関する研修会を実施し、接遇の向上を図る。

(イ) 本人のできることを見つけ、本人参加型ケアプランの立案と実行に取り組む

②「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する」

(ア) 四季を感じることでできる行事 (主体性を活かせる参加型行事の企画)

(イ) 認知症の理解と対応 (研修実施、認知症ヒヤリハット事例の把握と対策)

(ウ) 終末期へ備え (主治医と家族を交えた説明の場、意向の尊重)

(エ) 身体拘束廃止への取り組み (定期的な検討会議、研修実施)

(オ) 虐待予防 (研修実施、委員会活動)

③「利用者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」

- (ア) 本人に喜ばれるケア（生活歴などの情報活用、その人らしい居室空間の環境整備）
- (イ) 家族に安心をもたらすケア（申込時や入所時の十分な説明、毎月1回の状態報告、3カ月ごとのみよしの新聞の発送）
- (ウ) 安心安全を支える取り組み（設備備品の定期点検、事故発生防止委員会、食品に係る各種検査、感染予防の知識向上と手技の徹底、定期的な換気や園内消毒の実施）
- (エ) 低栄養高リスクへの対応（栄養ケアマネジメントによる常態把握と提供）
- (オ) 資質や接遇マナー向上についての取り組み（研修を年2回実施）

④「互いに協力し合い、認め合い、高め合う環境づくり」を目指す

- (ア) 基本方針（職員の心得）の共通理解を深め実践する（毎朝ミーティングで唱和、1日目標の掲示、月間目標の設定、目標の評価を通して職員間の対話を深める）
- (イ) 職員評価・面談を定期的に行う
- (ウ) 資格取得・職能別研修参加の充実を図る（特定医療行為、実務者研修、認知症基礎研修、介護福祉士、介護支援専門員等）
- (エ) 入職者の習熟度に合わせ、計画的な指導を行う
- (オ) 介護の質の向上を図る（毎月 介護内容検討委員会と各フロア会議による意見交換、介護勉強会を定期的の実施）
- (カ) 職員間のハウレンソウ（報告・連絡・相談）を密にする。

⑤地域とのつながりを大切にする

- (ア) 地域交流を積極的に実施（常会美化活動・盆踊り・児童施設運動会参加・運営推進委員会）
- (イ) キャラバンメイト（認知症サポート）の活動を行う
- (ウ) 地域福祉の理解と育成（看護学校・教職員実習生等の受入）
- (エ) 認知症カフェへの参加
- (オ) 災害時福祉避難施設の設置

4. 水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所（定員14名）

(1) 事業所の基本方針（特別養護老人ホーム水明園と同じ）

(2) 事業計画

①安定した稼働率の確保

- (ア) 利用者、家族、ケアマネージャーより、安心・満足・信頼を感じてもらいリピーターを増やす

- (イ) 当会の関係事業所、また外部居宅介護支援事業所と連携をとり積極的に利用者を受け入れる

②利用前から利用後までの連携

- (ア) 利用予定者の事前面接を行った後は速やかに、受け入れミーティングを行い、本人・家族の希望、在宅での様子、施設での対応、危険性の確認など行う
- (イ) 担当ケアマネージャー、看護職員、主治医と連携を図り、速やかに伝えるべき情報を伝えるべき職種に提供する
- (ウ) 利用中の体調不良や急変などでは迅速な対応に努め、家族やケアマネージャーへ報告を行う
- (エ) 利用終了時には、利用状況を家族やケアマネージャーに詳しく伝え、安心・満足・信頼を感じてもらい在宅へのスムーズな復帰を支援する

③みよしのショートステイとの連携

事業所が変わっても同様のサービスを提供できるように、みよしの担当者と連携を図る

④やむを得ず利用が長期化している利用者に対する入所者並みの計画的介護の提供

- (ア) 施設内で取り組める短期入所介護計画の作成
- (イ) ケアチェック表（介護経過記録）の作成
- (ウ) 短期入所介護計画の実施及び実施記録
- (エ) 実施経過を通じて、担当ケアマネージャーに状況をフィードバック

5. みよしの(介護予防)短期入所生活介護事業所（定員18名）

(1) 事業所の基本方針

① 「安心できるサービスの提供」

認知症や疾病等による喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心をもたらすケア、利用者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアを目指し、その人らしい生活を送り、その人らしく生きることを援助する。

② 「在宅生活の継続支援」

帰宅後も在宅生活に支障が生じないよう、環境・介助の両面において、在宅に近い生活が送れるよう援助する。

「在宅生活について有効な情報提供」や「家族の介護負担の軽減」により、在宅での生活が長く可能となるよう援助する。

③ 「社会との関わりを持つための支援」

他者との交流を持つことで社会との関わりを持った生活を提供する。

④ 「安定した稼働率の維持」

本人や家族、ケアマネージャーが満足できる心地の良いサービスを実現し、「また利用したいショートステイ」を目指す。

⑤ 「他事業所との連携」

情報を留めることなく提供することで、連続性のあるサービス提供を行う。

(2) 事業計画

①「安心できるサービス提供」

- (ア) 事前アセスメントの充実によるスムーズな受け入れ
- (イ) 情報の伝達・共有（定期や随時のショートミーティング、連絡簿の活用など）
- (ウ) 観察力・実行力・説明力の向上（一人一人の「考えるケア」の実践）
- (エ) 認知症ケアの充実（認知症介護実践リーダーを中心としたOJT・研修）
- (オ) 新型コロナウイルス感染対策や対応

②「在宅生活の継続支援」

- (ア) 利用者のADL・QOLを保つ援助
- (イ) 利用者が在宅生活を継続できるよう、その家族が介護を継続し続けるための援助

③「社会との関わりを持つための支援」

他者との触れ合いによる孤立防止

④「安定した稼働率の確保」

- (ア) リピート利用を増やす（行って楽しい、預けて安心、紹介し安心）
- (イ) 利用状況の「みえる化」（空床状況の発信、潜在利用者の掘り起こし）

⑤「他事業所との連携」

同一法人内事業所間での情報交換・収集・共有など

6. デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）水明園（1日の定員30名）

(1) 事業所運営の基本方針

利用者が住み慣れた地域、生活環境において、可能な限り在宅生活が継続されるよう、個々に必要な機能訓練及び日常生活上の援助や介助を行う。また、ご家族の身体的、精神的負担の軽減に寄与し、地域において必要とされるデイサービスを目指す事を方針とする。

(2) 事業計画

1. 利用者個々にあったケアの実施

- (ア) 趣味的活動（個人、小グループでの活動）
- (イ) 機能訓練（身体機能、生活機能向上）、口腔ケア
- (ウ) 小集団での活動（体操・レクリエーション・行事など）
- (エ) 日常生活動作の援助・介助
- (オ) 生活相談、介護相談

2. 認知症ケア

- (ア) 個人、小集団でのアクティビティ活動
- (イ) 潜在能力を活用し認知症状に応じた自立支援のための日常生活上の援助・介助

- (ウ) 家族（介護者）に対して、介助方法等の相談・助言、他機関との連携
- 3. 感染症対策
 - (ア) 利用者の健康状態の把握、手洗い・うがい、消毒の実施マスク等の適切な使用
 - (イ) 感染症対策マニュアルに沿った対応
 - (ウ) 標準予防策の考え方を周知
- 4. 資質向上のための取り組み（報告・連絡・相談）
 - （報告・連絡・相談） チーム意識を持ち職員間で必要な情報を共有する。
 - 報告・・・口頭または記録によって報告し、必要な指示や連絡を受けた場合には、職員間でその内容を正確に伝達し、情報の統一を図ります
 - 連絡・・・職員間の連絡を密に行い、利用者・家族に対しては誠実な態度でこまめに連絡を行い、信頼感・安心感を深める。関係機関との連絡も定期的に確実にを行う事で信頼と連携を深める
 - 相談・・・同僚、先輩や上司に仕事の進め方や悩みを相談することができ、助言等を得ることで、一人で抱え込まずに業務に取り組む
 - （あいさつの4ヶ条） 接遇の基本とすることから今年度も継続して取り組む。
 - あ・・・ 明るく笑顔で、安心できる声や大きさで
 - い・・・ いつでも、誰に対しても
 - さ・・・ 先に、すすんで
 - つ・・・ 続けて、伝える

(3) 事業の種類

1. 介護保険事業

通所介護・・・(対象者) 要介護認定を受けた市内在住の要介護者

2. 総合事業

第一号通所事業・・・(対象者) 要支援認定を受けた市内在住の要支援者等

3. 独自事業

ほっとサロン (対象者) 市内に住む概ね 65 歳以上の高齢者であって、つぎの双方の要件に該当する者

- (ア) 介護保険での要支援・要介護認定が非該当の者（但し、要支援の認定を受けた者であっても、特別な事情により介護保険での利用可能な回数を超過する利用希望があった場合においては、当法人が認めた場合に限り、利用可能とする）
- (イ) 三次市介護予防事業において、介護予防二次事業の対象に非該当の者
体験利用…デイサービス利用を考えている方を対象に、1 日間に限り、入浴以外のサービスを体験できる

7. 栄養調理部門（各事業所共通）

(1) 事業所運営の基本方針

安全・安心・安定の食事を提供する

(2) 事業計画

共通

1. 食品に関わる各種検査（食物、水質、温湿度）を実施し、衛生管理の徹底に努める
2. 緊急時でも食事を確保できる体制を目指す
3. いついかなる時も一定の水準の食事を提供する
4. 報連相（報告、連絡、相談）を徹底し、円滑に業務遂行できる職場づくりを行う
5. それらの実現に向けて、定期的な検討会議を実施し、よりよい食事の提供を目指す
6. 調理スタッフのスキルアップに努める

養護

1. 健康保持

個々が抱える疾病に関わる問題を食生活から本人と一緒に考える。

資料として、全体で年2回、体重・血液検査等の情報をまとめ、食事の様子を伺い、病弱者等の対応、対策に反映させる

2. 栄養情報の掲示

時季の情報や体調管理に役立つ情報を提供するポスターを掲示する

3. 嗜好調査

給食に対する意見を聞き、厨房の業務に反映する。

食べたいおやつのリクエストを行事のおやつに取り入れ、入所者の楽しみ、喜びの場を作る

特養（水明園、みよしの共通）

1. 栄養マネジメント

個々の栄養マネジメントの充実を図る。（栄養状態を保てるよう栄養管理に努める）

2. 情報の共有

大幅な食事形態の変更があった場合や、特別な栄養管理が必要になった場合、安心して食事摂取が続けられるよう、他職種と一緒にサポートしていく

3. 状態の把握と対応

一人ひとりの状態を確認して本人にあった提供方法、内容を検討する

また、行事では嚥下機能に合わせたおやつを提供し、楽しみや喜びの場を作る

デイサービス

1. 健康保持

バランスの取れた、美味しく馴染みのある食事を提供する

2. 栄養情報の掲示

時季の情報や体調管理に役立つ情報を提供するポスターを掲示する

(3) 年間行事予定

月	行事（献立、おやつ）
4月	お花見
5月	母の日
6月	父の日

7月	七夕、土用の丑
8月	冷たいデザート
9月	敬老会、秋の彼岸
10月	焼き芋
11月	開園祭
12月	クリスマス
1月	正月、鏡開き
2月	節分、バレンタインデー
3月	ひなまつり、春の彼岸

8. 水明園（介護予防）訪問介護事業所

(1) 事業所運営の基本方針

①生活援助

要介護、要支援状態の利用者に対し、心身の状態や特性を考慮した上で、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるための介護、支援を行う。又、利用者及びその家族に対し、専門職として介護等に関する相談や援助を行う。

②サービスの質の向上

より良いサービスを提供するため、職員は常に自らの言動や立ち振る舞いを意識するとともに、介護技術の向上を図っていく。その上で適切な介護技術を用いてサービスの提供を行う。又、自らのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(2) 事業計画

養護・特定事業計画に同じ

9. 水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園

①事業所運営の基本方針

居宅で生活している高齢者等が、住み慣れた地域の中で安心してその人らしく日々を過ごすことが可能となるよう支援していくために、多様なニーズに対応できるようケアマネジメントを実施し、また、援助技術の知識・技術を高めていく。地域包括支援センターや医療機関、民生委員、介護保険サービス事業所等と連携を密にし、地域に根ざした福祉を实践することで地域の中で選ばれる事業所を目指す

②事業計画

1) 水明園居宅介護支援事業所

(ア) 居宅で生活している高齢者等に、居宅サービス等が適切に利用できるように、状況

に合わせた迅速な対応を心掛け、専門的視点で踏まえた居宅サービスを計画し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者や医療機関等との連絡調整またその他便宜の提供を行う

(イ) 介護支援専門員の資質の向上のために日々の自己研鑽に努めるとともに、事業所内で会議および研修会を定期的に開催し、また外部での研修会へ積極的に参加していく

- ・ 居宅介護支援業務
- ・ 介護保険要介護認定の訪問調査（市・町からの委託業務）
- ・ 居宅会議（週 1 回程度開催：ケースの事例検討会を中心に開催）
- ・ 居宅研修会（月 1 回程度開催：ケアマネジメントに関する技術・社会資源に関する知識の習得・医療に関する研修、伝達研修等）
- ・ 他法人との合同事例検討会または研修会
- ・ その他、介護に関する相談

2) 在宅介護支援センター水明園

(ア) 地域の高齢者福祉に関するさまざまな要望やニーズに対して、高齢者やその介護者、地域住民及び関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供および連絡調整等を行なう

(イ) 地域の認知症カフェへの参加

V その他の活動概要

1. 職場環境の整備

働きやすい快適な職場環境を目指すため、ハラスメント対策に取り組む

- ・ 良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する
- ・ また職員一人一人が、お互いの人格を尊重し、お互いが大切なパートナーであることを十分認識して、業務に専念できる環境を築くため、教育・防止対策を徹底する
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にもとづき、男女が等しく働きやすい職場環境を整備していく
- ・ 産後パパ育休（出生時育児休業）制度を活用することで、男性が子どもの出生直後に育児休業を取得し、子育てに積極的に関わることで、女性の雇用継続や夫婦が希望する家族像の構築につなげる

「心の健康づくり」を計画的に推進する

- ・ すべての従業員が明るく前向きに心身の健康を維持増進する
- ・ 自身の心の状態に目を向けることができるような心の教育
- ・ 相談窓口の設置（こころの窓口）

- ・従業員の健康管理の徹底、従業員と会社・従業員同士のコミュニケーションの活性化など、幅広く心身の健康づくりに取り組む

2. 組織体制

介護報酬改正により、各サービス事業運営基準に追記される体制の整備を行う

- ・感染対策委員会
感染症に対する国の方針、地域の感染者状況などを踏まえて柔軟に対策を検討する
- ・リスクマネジメント委員会
従来の事故防止委員会を基盤とし、担当者の選任と教育・指針の策定・研修を計画的に実施する
- ・事業継続計画（BCP）策定
規程の整備とともに、計画・研修・訓練を実施する
- ・人権擁護・高齢者虐待防止委員会
定期的に委員会を開催し、指針の見直し・担当者を中心とした研修の実施を行う
- ・身体的拘束等適正化委員会
従来の事故防止委員会での活動をより明確化するとともに、研修の充実を図る

3. 福祉人材の育成と教育への協力

職員の人材育成、資質向上を図るため、各職員の専門性にあった資格・免許の取得支援として、個別面談や勉強会を実施する

また、法人全体及び各部署で計画的に法令及び専門的研修を開催するほか、各種機関が実施する研修会（オンライン研修）へ参加する

職員の資格取得を応援するため、当法人の教育助成制度を積極的に活用できる体制を整備する

関係諸機関からの依頼に応じ、地域の小・中学生や高校生等の福祉教育等に協力し、又介護職員養成事業、看護師養成カリキュラムにおける実習生の受け入れや講師の派遣を行う

4. 地域交流

地域の行事等に積極的に参加していくとともに、地域のボランティアグループ、老人クラブ、学校、地域住民等との交流を行う

災害発生時の地域からの受け入れ又は、地域からの援助について法人と地域の相互協力が得られる関係性を強化する

5. 家族との交流

入所者の家族等により構成される家族会との連携を強化し、施設側への要望・意見等を聴くことで処遇の改善を図っていく

入所者と家族の面会においては、対面面会を推進し、感染状況によっては窓越し面会・オンライン面会（タブレット端末・スマートフォン端末）など柔軟に対応する

6. 防災対策

定期的に防災（火災・地震・水害）訓練を実施することにより、入所者及び職員の防災意識を高めると同時に、関係諸機関や地域と連携し防災体制に万全を期す

当法人は、「江の川上流水害タイムライン」の一員として関係諸機関や地域と連携した水害対策に取り組んでいく

7. 法人の透明化・ブランド化

事業所の活動、入所者の生活、求職者に向けた情報発信など、時代に応じた広報活動を展開する（広報誌やパンフレットの充実、ホームページ・SNS・写真・動画の活用）

水明会のマスコットキャラクター（山紫水明）を積極的・効果的に活用する

8. おもな施設整備・修繕・備品購入等

（施設整備）

水明会全体工事 通信設備入替工事 70,369,420円
（内補助金59,220,000円）

（備品等購入）

養護会計 3 モーター式電動ベッド 320,000円